

公認欠席の手続き

以下の理由で授業を欠席する場合は、「公認欠席申請書」と「公認欠席連絡票」に必要事項を記入して、提出することにより公認欠席として認定され、出席扱いになります。

ただし、授業には欠席していますので、科目担当教員に当日行われた全ての授業内容（※レポート、各種試験など）を各自で確認してください。

下表に記載の締切までに各担当部署に申請してください。忌引、学校保健安全法で定められた伝染病または、公共交通機関の途絶および遅延については、事後1週間以内に申請してください。

申請用紙は修学相談室のホームページ（下記参照）からダウンロードできます。ただし、就職活動および学長が認めた事由については、次頁に掲載の窓口で用紙を受け取り、提出してください。

■提出書類のダウンロード先

≫公認欠席申請書・公認欠席連絡 : <http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/syugaku/kounin.html>

≫対外試合または行事などへの参加 : <http://mercury.kanazawa-it.ac.jp/syugaku/kagai.html>

※就職活動での申請に上記の書類を使用することはできません。進路開発センター（10号館2階）窓口へ。

理由		担当部署	締切	備考
忌引	父母 7日間	修学相談室	事後 1週間以内	会葬礼状等、証明できる資料を添付し、窓口提出してください（添付ができない場合は、窓口で相談してください）。
	祖父母または兄弟姉妹 3日間			
	おじ・おば 1日間			
学校保健安全法で定められた伝染病				診断書（治癒に必要な期間が明記されているもの）を添えて、窓口提出してください。
公共交通機関の途絶および遅延				遅延証明書を添付し、窓口提出してください。
対外試合または行事などへの参加				事前 10日前まで
その他、学長が認めた事由			事前 1週間前まで	窓口へ申し出てください。
教育職員免許取得のための実習などへの参加		教務課	事前 1週間前まで	窓口提出してください。
「人間と自然セミナーⅠ～Ⅲ」の受講			期間中に補講が行われる場合は事前申請（1週間前まで）が必要	「人間と自然セミナーⅠ～Ⅲ」に出席することで、自動的にその期間の授業は公認欠席になります。ただし、期間中の補講は学生自身が窓口へ届ける必要があります。
学協会などでの成果発表			事前 1週間前まで	プログラム等の資料を添えて窓口提出してください。
就職活動	●就職試験を受験する場合 ●会社の採用内定式に出席する場合 ●その他、進路部長が必要と認めた場合	進路開発センター	事前 1週間前まで	公認欠席申請書に進路担当教員の認定印を受け、進路開発センターへ提出してください。

※日曜日、祝日は受け付けいたしません。土曜日は8:30～13:00の間で受け付けます。